

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金
補助事業等の標	諏訪市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震に対する既存不適格建築物等の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりの推進を図る。
補助事業等の対象者	補助金の交付の対象となる者は、既存ブロック塀等について、地震に対して安全な構造とするための耐震改修工事若しくは建替工事又は除却工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者とする。
補助対象経費	<p>1 補助金の交付の対象となる事業の経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事等を所有者が行う場合に要する経費（工事費に限る。）とする。</p> <p>2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) 市の他の補助金の交付対象としている部分に係る工事費</p> <p>(2) 昭和56年5月31日後に着工された部分に係る工事費</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる金額のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>(1) 20万円</p> <p>(2) 10万円に耐震改修工事等を行う既存ブロック塀等の総延長（メートル）を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	完了実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和元年6月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和13年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 この取扱基準による事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ下記に定めるところによる。</p> <p>(1) 既存ブロック塀等 市内に存する昭和56年5月31日以前に工事着手された組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であって、耐震診断等を実施した結果、避難路沿道等に倒壊の危険性があると判断されたものをいう。</p> <p>(2) 耐震診断等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（平成31年1月1日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通</p>

	<p>知)の技術的助言第14号による耐震診断</p> <p>イ 建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知)による点検結果に関する評価</p> <p>(3) 避難路沿道等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 諏訪市地域防災計画による緊急輸送路及び緊急交通路接続道路等</p> <p>イ 諏訪市教育委員会が認める主要通学路</p> <p>ウ 市道認定路線のうち、1級又は2級の市道(一般交通の用に供するものに限る。)</p> <p>エ 諏訪市地域防災計画による避難所の敷地</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金交付申請書(様式第2号-1)に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金交付決定通知書(様式第3号-1)により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 申請者は、施工箇所又は施工方法を変更しようとするときは、諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業計画変更承認申請書(様式第4号-1。以下「変更申請書」という。)に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業計画変更承認通知書(様式第4号-2)により申請者に通知するものとする。</p> <p>6 申請者は、耐震改修工事等が予定の期間内に完了しないとき、又は耐震改修工事の遂行が困難になったときは、速やかに諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業工事遅滞等報告書(様式第4号-3。以下「遅滞等報告書」という。)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>7 市長は、遅滞等報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書(様式第4号-4)により申請者に指示するものとする。</p> <p>8 申請者は、耐震改修工事等を中止し、又は廃止しようとするときは、諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業工事廃止(中止)届(様式第4号-5)を市長に提出しなければならない。</p> <p>9 申請者は、耐震改修工事等が完了したときは、諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業工事完了実績報告書(様式第5号-1。以下「実績報告書」という。)に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>10 実績報告書は、耐震改修工事等の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>11 市長は、実績報告書が提出された場合において、完了に係る検査を行い、適正に工事が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金交付確定通知書(様式第6号-1。以下「確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。</p> <p>12 申請者は、確定通知書を受理した日から起算して10日以内に諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金支払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。</p>
提出書類	<p>(1) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金交付申請書(様式第2号-1)</p> <p>① 昭和56年以前にブロック塀等を建築したことを証明する書類で、下</p>

	<p>記のいずれかの書類の写し</p> <p>ア 建築確認通知書</p> <p>イ 家屋の固定資産課税台帳登録証明書</p> <p>ウ 家屋の登記事項証明書</p> <p>エ ブロック塀等を含む建築工事契約書その他これに類する資料</p> <p>② 建築士等による耐震診断等結果報告書</p> <p>③ 耐震改修計画書</p> <p>④ 耐震改修工事見積書</p> <p>⑤ 改修工事内容が分かる配置図等</p> <p>⑥ 案内図</p> <p>⑦ 2面以上の現況写真</p> <p>⑧ 耐震改修工事を実施する敷地の公図及び登記事項証明書</p> <p>⑨ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金交付決定通知書(様式第3号-1)</p> <p>(3) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業計画変更承認申請書(様式第4号-1)</p> <p>① 耐震改修計画書</p> <p>② 耐震改修工事見積書</p> <p>③ 変更内容が分かる配置図等</p> <p>(4) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業計画変更承認通知書(様式第4号-2)</p> <p>(5) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業工事遅滞等報告書(様式第4号-3)</p> <p>(6) 指示書(様式第4号-4)</p> <p>(7) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業工事廃止(中止)届(様式第4号-5)</p> <p>(8) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業工事完了実績報告書(様式第5号-1)</p> <p>① 工事契約書の写し</p> <p>② 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真</p> <p>③ 工事費の支払いが確認できる領収書等の写し</p> <p>④ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(9) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金交付確定通知書(様式第6号-1)</p> <p>(10) 諏訪市既存ブロック塀等耐震改修補助事業補助金支払請求書(様式第9号)</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p><b>担 当 部 署</b></p>	<p>諏訪市 建設水道部 都市計画課 建築住宅係</p>

令和元年 5月20日 制定(令和元年 6月 1日 施行)  
 令和3年5月18日 一部改正(令和3年5月18日 施行、令和3年4月1日 適用)  
 令和 8年 5月 8日 一部改正(令和 8年 5月 8日 施行、令和 8年 4月 1日 適用)